

# 「長崎市パートナーシップ宣誓制度」

令和元年9月2日からスタートします！

## 利用対象者

一方又は双方が性的少数者のカップル

## 要件

- 成年
- 長崎市民（転入予定含む）
- 独身及び宣誓者以外の方とパートナーシップ関係でない
- 宣誓者同士が近親者でない

## 手続き場所

人権男女共同参画室 ※事前予約要

## 適用事例

- 保育所入所申込
- 母子健康手帳の交付
- 軽自動車税【種別割】減免（障害者）

